

令和5年度 入札・契約制度の変更点

更新日 令和5年4月1日

- 四国地方公共工事品質確保推進協議会（事務局：四国地方整備局）において、令和4年度の実施方針や活動方針として「週休2日対象工事の拡大」と「全工事統一休業日の設定」に組み込みが決定され、本市においても毎月第2土曜日の現場閉所の取り組みを実施しました。

令和5年度からは、昨年度実施しました毎月第2土曜日に加え、毎月第4土曜日についても「全工事統一休業日」として現場閉所の取り組みが実施されますので、本市も同様の取り組みを実施します。詳しくは各監督員にご確認ください。

- 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は改正されませんでしたので、令和4年3月に改正された率を適用します。

政府契約の支払防止等に関する法律

（令和5年4月1日から年2.5パーセント）

- 土木一式工事等における指名基準設計金額及び格付基準の見直しを行いました。ホームページに「観音寺市建設工事指名競争入札参加者資格基準」及び「観音寺市建設工事指名競争入札参加資格審査における格付基準」を別途掲載しましたので、詳しくはそちらでご確認ください。

- 品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）では、公共工事の品質確保や担い手育成・確保の促進等の一貫として過度なダンピング受注防止対策が求められています。

四国地方公共工事品質確保協議会においても競争入札にて執行する全ての建設工事について、低価格落札防止措置（最低制限価格制度や低入札価格調査制度の設定）を講ずることを目標（令和6年度からは設定義務化）とされていることに伴い、本市においても令和5年度から発注する全ての競争入札において、低価格落札防止措置を設定します。詳しくは案件ごとの指名通知書等に記載しますので、ご確認ください。

- 令和5年度後半に発注する建設工事及び設計業務委託において、「かがわ電子入札システム」による電子入札への移行を検討しています。具体的な運用開始時期は未定ですが、開始後は対応可能な案件（等級）から順次移行します。

ただし、同一等級内に電子入札非対応の事業者が1者でも残る場合は、従来の紙入札と電子入札の併用で執行します。なお、2年後を目処に電子入札への完全移行を考えていますので、非対応の事業者はご協力ください。